

企業と経済発展

～ 株式会社をはじめとする事業組織の生成と普及～

第二特別調査室 おの しんいち
小野 伸一

1. はじめに
2. 企業の発祥と特徴
 - (1) 世界初の株式会社 オランダ東インド会社
 - (2) 特許主義から準則主義へ 国家からの自立
 - (3) 株式会社の特徴 有限責任、株式自由譲渡、永続性、準則主義、法人格
3. さまざまな事業組織
 - (1) 法人の実在性と会社類型
 - (2) 構成員が前面に出た事業組織 LLC、LLP
4. 我が国の株式会社の発祥
 - (1) 株式会社に向けての歩み
 - (2) 第一国立銀行
5. 事業組織と資本主義
 - (1) 商法改正・準則主義化とパートナーシップ
 - (2) 双生児の関係にある準則主義株式会社と資本主義
6. おわりに 企業の今後

1. はじめに

本稿では、経済の発展を生産・供給面から担う企業の生成と普及に焦点を当て、代表的な企業形態である株式会社に関して、世界初の株式会社はオランダ東インド会社（1602年）と考えられること、我が国初の株式会社については諸説あるものの第一国立銀行（1873年）が有力であること、ただし、国家から自立し自由に設立される準則主義株式会社ということになると、世界においても我が国においても成立はさらに後になること（アメリカ1811年、イギリス19世紀半ば、我が国1899年）などに言及する。また、準則主義株式会社は、いわば資本主義と双生児の関係にあり、資本主義の発展と相まって広く普及していったことを指摘する。

さらに、株式会社と比べて、自然人たる構成員がより前面に出た事業組織であるといえるLLC（リミティッド・ライアビリティ・カンパニー）、LLP（リミティッド・ライアビリティ・パートナーシップ）やその他のパートナーシップ（ジェネラル・パートナーシップ（GP）、リミティッド・パートナーシップ（LP））について、その特徴

と課題などに言及する。

最後に、今日では広く個々人が株主（投資家）になるとともに、事業組織の構成員ともなることが一般的となっているが、このような状況下で企業の今後を考える場合には、従来の「資本家（投資家） 労働者軸」ではなく、「個人 企業家 コミュニティ軸」を中心とする見方も可能ではないかと思われることなどを指摘する¹。

2. 企業の発祥と特徴

（1）世界初の株式会社 オランダ東インド会社

現代経済における代表的な企業である株式会社は、歴史的に、いつごろ登場したのであろうか。英エコノミスト誌の二人のジャーナリスト、ジョン・ミクルスウェイトとエイドリアン・ワールドリッジによれば、自由に売買可能な株式という概念は、少なくとも13世紀に遡ることができるという²。当時のヨーロッパでは、いたるところで鉱山や船の株式が売りに出されており、中世フランスの大都市トゥールーズでは、工場を株式に分割して不動産のように売買できるようにした例もあった³。しかし、この株式は有限責任性、つまり株主が出資額を超える責任を負わないという点については必ずしも明確でなかった。

有限責任を明確化したという意味で初めての株式会社は、ヨーロッパ大航海時代の1602年、東南アジアとの貿易のためにつくられたオランダ東インド会社であるというのが定説となっている。経済史家として著名な大塚久雄によれば、ヨーロッパ大陸では15、6世紀に先駆的な持分資本による会社形態がみられたが、株主の有限責任性と株式の譲渡可能性を備えた株式会社ということになると、オランダ東インド会社が最初であるという⁴。

歴史学者の浅田實によれば、オランダ東インド会社では、株主は10年間株式を保有し続けなければならなかったが、これを過ぎれば譲渡は自由であった⁵。また、有限責任を前提とする出資を受けて証書、つまり株券が発行されるとともに、出資額に応じた議決権が付与され、所有と経営が分離した形で運営されるなど、そこには今日の（大規模）株式会社の原型があった。

オランダ東インド会社のもうひとつの特徴は永続性である。当時は、東南アジアの香辛料（スパイス）などを求めて、イギリスやオランダなどヨーロッパ各国で東インド会

¹ 一般に、「企業」と「会社」という言葉は、必ずしも使い分けがされているわけではないが、利潤や企業価値を生む経済主体、経済単位としてとらえる場合には「企業」が用いられることが多く、それ以外の、特に法的側面について論じられるような場合には「会社」が用いられることが多いように思われる。ちなみに我が国では法律上、会社という言葉は、法人格（後述）を有する事業組織に用いられている（法人格がない場合には「組合」などが用いられるが、「組合」は法人格を有する事業組織に用いられることもある。例えば中小企業事業協同組合、消費生活協同組合など）。なお、英語では、企業に近いのは「ファーム」や「エンタープライズ」、会社に近いのは、「コーポレーション」や「カンパニー」であろうか。

² ミクルスウェイト、ワールドリッジ『株式会社』39頁

³ 同39頁

⁴ 大塚久雄『株式会社発生史論』前編第3章106～65頁

⁵ 浅田實『東インド会社』16頁

社がつくられたが、イギリスで 1600 年に設立された東インド会社が個々の航海ごとに資金を集め清算する「非永続型」だったのに対し、オランダ東インド会社は航海とは独立して経営される「永続型」であり（後にイギリスも追随した）、この点からみても今日の株式会社に近いものであった。

以上のような有限責任、株式自由譲渡、永続性の 3 つを株式会社の主要素とする考え方は今日でも一般的であり、例えば用語辞典として知られるバロン社の金融用語辞典（第 7 版、邦訳あり）などでもこの考え方がとられている。

（ 2 ）特許主義から準則主義へ 国家からの自立

他方、オランダ東インド会社には今日のような株主総会は存在せず、取締役会が決定権を握り、株式も等額分割ではないなど、今日の株式会社との違いもあった。大塚久雄はオランダ東インド会社を「専制型」株式会社と呼び、今日の民主的株式会社と区別している⁶。

さらに大きく異なっていたのは、当時の東インド会社は、オランダ東インド会社を含め、いずれも国王の特許を受けて設立される特許主義に基づいていたことである。これに対して今日の株式会社は、一般に準則主義、すなわち、会社法などの法律に定められた一定の要件を満たす手続きがとられれば、国（行政官庁）の許認可などは必要なく自由に設立され、法人格が付与される考え方がとられている。

実は、もともと経済活動の自由というものは、各国で当然に認められた権利ではなかった。歴史を遡れば、ヨーロッパ中世のギルドや、我が国の鎌倉・室町時代の「座」のように、商工業者は一種の許可制の下で活動することが一般的であった。したがって、当時の東インド会社が特許会社であったことは特に驚くほどのことではないであろう。

準則主義を定めた会社法ということになると、1811 年にアメリカのニューヨーク州で制定された製造会社法が（事業会社として）世界初とされている（ちなみに米国では会社法は連邦法ではなく州法で制定されている）⁷。また、イギリスでは、「世界の工場」として繁栄したヴィクトリア王朝（1837～1901）のもとで会社法の近代化が進み、準則主義化も実現した。具体的には、1844 年株式会社法（Joint Stock Companies Act）で準則主義が成立したという見方や、1856 年株式会社法（Joint Stock Companies Act）を経て、最終的に 1862 年会社法（Companies Act）で確立したという見方などがある。

株式会社はもともと、国家から独立した存在であったわけではなく、国家の特許、保護のもとに設立され、ある時には国家に協力したり、逆にある時には国家と拮抗したりしながら発展してきた。初期の特許会社には国の事業を代行するようなどころさえあった。例えば東インド会社は軍隊を擁し、植民地経営に加担することが一般的であったし、アメリカの特許会社（免許会社）は国家建設において重要な鉄道建設の役割を担った。しかし、自由な経済活動を望む人々が会社の国家からの自立を求めたこともあり、19 世紀以降、準則主義が確立することとなり、自立した私企業という、現代経済における

⁶ 大塚久雄『株式会社発生史論』後編第 3 章 425～34 頁

⁷ 浜田道代『商法』88 頁

基本的な経済主体が成立したのである。法律学者の浜田道代は、「先進主要国における株式会社設立の準則主義化は、世界的に見て、19世紀における最大級の『規制緩和』であった」と述べている^{8,9}。

(3) 株式会社の特徴 有限責任、株式自由譲渡、永続性、準則主義、法人格

もうひとつ、株式会社の特徴として忘れてはならないものに法人格がある。準則主義であれ、特許（免許・許可・認可）主義であれ、設立された会社に付与されるものが法人格である。

法人格というのは、会社が「法的に認められた人」として、株主や債権者、従業員などステークホルダーから一線を画され、自然人と同じように権利義務の主体となれる存在であることを意味するものであり、会社は法人名義で取引したり、従業員と雇用契約を結んだり、銀行からお金を借りたりすることができる。法人の発祥は古くヨーロッパ中世に遡り、イギリスの自治都市やギルドなどでは、それ自体が構成員とは別の法的人格として扱われてきており、その後、東インド会社などの特許会社においては、国王が与える特許状によって法人格が与えられることとなった¹⁰。

なお、法人格はいうまでもなく法律によって付与されるものであるから、どのような組織・事業体に法人格を付与するかは、基本的に立法者の判断に委ねられており、今日、我が国では、株式会社（営利会社）以外にも、協同組合、一般社団・財団法人、公益法人、NPO法人、学校法人など多くの法人が存在している。

以上、近代株式会社には、大きく、有限責任、株式自由譲渡、永続性、準則主義、法人格という5つの特徴があると考えられる。実際には、特に中小企業をはじめとする非公開企業においては、株式の譲渡制限をしている会社も多いように思われるが、近代資本主義を象徴するような大規模株式会社は皆、この5つを満たしているといえる（図表1参照）¹¹。

ところで、この5つのうち、有限責任、準則主義、法人格の3つについては、我が国の法体系のもとでは、以前は、会社（企業組織）に与えられる一種の「特典」であるとする観点から、3つとも付与するのであれば、債権者保護などの観点から、例えば最低資本金（出資金）規制のような条件を付すことが必要であるとする考え方が主流であったように思われる。実際、我が国では、旧商法や有限会社法においては最低資本金規制が存在し、他の組織法制上も、資本金（出資金）に制約がない場合には、有限責任性が制限されたり（合名会社や合資会社が該当）あるいは準則主義に基づかなかつたり（中

⁸ 浜田道代『商法』88頁

⁹ 株式会社の成立について論ずる場合には、準則主義株式会社の成立を軽視してはならないというのが本稿の基本的な立場である。後述するように、準則主義株式会社の成立は、資本主義の成立、発展と密接な関係を有している。

¹⁰ 浜田道代『商法』87頁

¹¹ この他、株式会社の特徴としては、所有と経営の分離（出資者＝株主と業務執行者の分離）が挙げられることも多い。大規模株式会社については確かにそうであるが、他方、所有と経営の分離は株式自由譲渡の当然の帰結であるともいえること、そして実際には、（株式譲渡制限をしている会社が多いとすれば）所有と経営が未分離の会社も多いと考えられることから、ここでは特に掲げることとはしなかった。

小企業事業協同組合などが該当)といった扱いがなされてきた。すなわち、合名会社や合資会社は資本金に制約はなく、準則主義で設立され、法人格も備えているが、合名会社はすべての出資者が無限責任を負い、合資会社は一部の出資者が無限責任、他の出資者が有限責任を負う。また、中小企業事業協同組合は出資金に制約はなく、有限責任性や法人格も備えているが、準則主義ではなく政府の認可により設立される。

図表1 株式会社の特徴

・有限責任	: 株主は出資額を超える責任を負わない
・株式自由譲渡	: 株主は株式を自由に譲渡できる(市場で自由に売買できる)
・永続性	: 事業を継続し(フローの)付加価値を生み出していく
・準則主義	: 法律上の要件を満たせば自由に設立できる(許認可不要)
・法人格	: 自然人と同様に権利義務の主体となることができる

(出所)筆者作成

しかし、2006年5月に施行された新しい会社法では、株式会社から最低資本金の制約が完全に撤廃されることとなり、資本金がゼロでも有限責任、準則主義、法人格の3要素が認められる組織法制が確立することとなった(有限会社法は廃止された)。これにより組織法制の規制緩和が進展したことは間違いなく、新会社法は一時代を画するものであるといえるであろう。

3. さまざまな事業組織

(1) 法人の実在性と会社類型

ところで、法人というもののとらえ方、法人観は、国によって多少、異なっているように思われる。大きくいえば、一つは法人の実体としての存在を重視する考え方であり、法人実在説といわれる。ドイツ法(大陸法)やこの影響を受けた我が国の旧商法の考え方などがそうである。なお、大陸法は、ローマ法にはじまる成文法(制定法)主義の流れを汲んでいる。

もう一つは、法人の実在性よりその背後の自然人や財産に注目する考え方であり、法人擬制説や法人否認説などがある。英米法はこのような考え方に基づいており、その背景には、国家や社会はその構成員である個人との契約により成立すると考える社会契約説的な思想がある。例えばイギリスなどヨーロッパ中世の封建時代の主従関係(君主と騎士の関係など)をみても、我が国や中国とは異なり、君主との契約により成り立っており、複数の君主と契約関係を結ぶことも普通におこなわれた。そして、このような慣例が積み重なってできた慣例法、判例法主義が英米法の基本的な考え方となっている。

アメリカでも、建国時の根本的な思想は「契約社会」であり、契約の観念が発達している。会社も契約によって成り立っており、法人といっても、その実体は会社と契約関係にある構成員(従業員)や実物資産そのものにあるという考え方である。会社(企業)

は「契約の束」(nexus of contracts)であるという見方もあり¹²、そこには、法人という一種の器は権利義務の主体になりうる能力として、必要に応じて合目的に活用すればよいという、アメリカ流のプラグマティックな考え方が感ぜられる。

また、我が国とアメリカでは、法人格自体の受け止め方について違いがあるように思われる。すなわち、アメリカでは、法人格というのは、我が国のような一般的、包括的な概念というよりは、個別に法律上の行為を行う能力として付与されるという考え方が強く、特に中小企業などでは、我が国ほど会社の「実在性」をあらわすものとは認識されていないのではないかと思われる。

そしてこのような認識の違いは、例えば、課税面での扱いの違いとなって現れていると考えられる。すなわち、アメリカでは、主として大会社や公開会社で利用される「Cコーポレーション」という会社類型においては法人が課税主体となる一方、中小企業などで用いられている「Sコーポレーション」といわれる会社組織においては、法律上の諸行為をおこなう能力としての法人格はCコーポレーション同様に有しつつも、法人自体は課税主体とならず損益が出資者にパススルーされ、出資者のレベルで合算課税されることとなっている(パススルー課税、構成員課税)¹³。このSコーポレーションには、出資者は75人以内で、かつアメリカ居住者(一定の財団、信託を含む)でなければならず(その他法人やパートナーシップ(後述)は出資者=株主になれない)、株式も一種類しか発行できないというような制限もあり(2008年現在)、いわば生身の人間が中心に据えられた組織であるといえる。

(2) 構成員が前面に出た事業組織 LLC、LLP

さらにアメリカでは、LLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)といわれる、会社(カンパニー)ではあっても必ずしも課税主体とはならない組織がある¹⁴。すなわち、LLCは有限責任、準則主義、法人格という株式会社の主要素に加え、損益のパススルー課税も選択可能な新しい組織である¹⁵。広範な内部自治(契約ベースの制度設計)が認められており、株主総会や取締役の設置も義務付けられず、出資者が自ら経営をおこない、利益や損失の配分割合も柔軟に決めることができる。ヒエラルキー型ではない、水平型、ネットワーク型の組織であるともいえる。アメリカでは広く活用されており、たとえば2008年の金融危機で窮地に陥ったアメリカのビッグスリーの一角、クライスラーもLLC(非上場)の形態をとっている。我が国でも2006年に、新会社法の成立により制度として導入され、「合同会社」と命名された。2009年には、西友(米ウォルマート社の子会社、非上場)が合同会社に移行するなど、一定の定着をみつつあ

¹² ミルハウプト『米国会社法』2~3頁

¹³ 法人が課税主体となる場合には、税引後利益からの配当に対する課税が二重課税になるという問題が不可避免的に発生するが、パススルー課税ではこのような二重課税問題は回避することができる。

¹⁴ 連邦所得税の取扱ルール上、組織自身の判断により、パススルー課税を選択できることとなっている。

¹⁵ LLCは、1980年代に、パートナーシップ形態で連帯無限責任を負って事業をおこなっていた弁護士や会計士などの専門家に対する過誤訴訟が増大したことを受け、これらの専門家を連帯無限責任から保護するための組織形態が模索された中から生まれてきたといわれている(ミルハウプト『米国会社法』42頁)。

るが、損益のパススルーについては認められておらず、課税主体として扱われている点がアメリカとは大きく異なっている（図表2参照）。

図表2 株式会社、LLC、LLPの比較

	株式会社	LLC (合同会社)	LLP (有限責任事業組合)
有限責任			
内部自治	× (株主総会、取締役が必要)		
法人格			× (法人ではない)
課税上の扱い	法人課税	法人課税(注)	パススルー課税 (構成員課税)
我が国の総数 (2009年)	976,331 (本店登記数)	13,636 (本店登記数)	1,634 (契約の登記数)

(注) アメリカではパススルー課税選択可能

(出所) 総数は政府(法務省)統計、その他は筆者作成

LLC類似の組織にLLP(リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)があり、我が国では「有限責任事業組合」と訳されている。発祥はやはりアメリカで、弁護士事務所や会計事務所などの組織形態としてよく使われており、我が国でも2005年から制度として導入された。民法上の組合の特例として位置付けられており、有限責任、内部自治、パススルー課税が認められているが、パートナーシップ(我が国では「組合」と訳される。契約によりつくられる)であるため、法人格を有さない点に注意が必要である。たとえば不動産など多くの資産を保有するような事業については、登記の必要性などもあり、法人格がないとやりにくいであろう。我が国における設立例としては、会計士・税理士や経営コンサルタントなど専門人材の共同事業、大企業・中小企業の連携、企業支援やコンテンツ支援ビジネスなどがある¹⁶。

法人観は、時代とともに変化するものでもある。戦後の我が国を振り返ってみると、例えば「企業一家」「会社人間」などという言葉にみられるように、(家族以外では)会社という存在が唯一の帰属組織であるという時代が長く続いてきた。高度成長時代のサラリーマンにとっては、会社はまさしく「実在」していたに違いない。しかし、会社主義がいきすぎると個々人が埋没したり、経済合理的な考え方が必要以上に疎んじられたりするおそれもある。

今後は、器としての企業(会社)よりも、構成員(従業員)たる個人、企業を改革し成長させる存在としての企業家(起業家)、さらに構成員を支え、企業家を育てる組織

¹⁶ 日下部聡・石井芳明『よくわかるLLP活用法』第5章参照。

内外のコミュニティが重視され、評価される社会になってほしいものである（後述）。また、今日では、社会の成熟化や価値観の多様化により、個人と会社のバランスは、従来よりも個人に傾きつつあり、組織面で、構成員としての自然人がより前面に出た形態を一層有効に活用していくことも望まれるところである。このような観点からは、我が国においても、Sコーポレーションのような事業組織の導入の是非や、LLCについて、アメリカのようにパススルー課税を選択可能とすることなども検討課題となりうるように思われる。

4．我が国の株式会社の発祥

（1）株式会社に向けての歩み

ここで会社の発祥の話に戻りたい。

我が国で初めて株式会社がつくられたのはいつごろであろうか。オランダ東インド会社が成立した1602年は、我が国では江戸時代が始まったところであるが、江戸時代に我が国で株式会社が営まれたという証拠はないようである。たとえば三井家、鴻池家などの商家では同族の共同出資がみられ、独自の複式簿記も導入されていたが、有限責任性の明確な株式会社といえるようなものではなかった¹⁷。

戦国時代から鎖国まで続いた朱印船貿易でも冒険的な事業が試みられたり、18世紀には「いりこ」（干した魚介類）の長崎への移出事業やアイヌとの貿易で個人を超えた共同企業（パートナーシップ）がみられたりしたが、これらも有限責任性の点から株式会社の始まりとはいいいにくいものである¹⁸。

幕府滅亡2年前の1865年、坂本竜馬が薩摩藩などからの出資により長崎の亀山で結成した貿易商社の「社中」、いわゆる亀山社中（後に海援隊となる）が我が国初の株式会社ではないかという見方もある¹⁹。確かに、所有（出資）と経営の分離など近代的な会社経営の萌芽がみられるが、有限責任性の担保などは明確ではなく、その後の海援隊をみてもまだまだ人的共同体の色彩が強いことから、株式会社の始まりというには少し無理があるであろう。

明治時代に入り、1868年（明治元年）にフランス視察から帰国した渋沢栄一が、翌69年、視察時の銀行、株式会社や証券取引所などについての知見をもとに、「商法会所」という「合本組織」を静岡でつくっており、これが株式会社の始まりであるという見方もある。しかし、やはり共同体的な色彩が強く有限責任性も明確でないなど、近代的株式会社とはいいいにくいように思われる。

同じく1869年に、政府が設置した「通商司」のもとに設立された二つの会社、すなわち「通商会社」と「為替会社（銀行）」については、さらに株式会社に近いものであったという見方もある。ただし、有限責任性については必ずしも十分担保されていないか

¹⁷ 橋本寿朗・大杉由香『近代日本経済史』63～4頁

¹⁸ 橋本寿朗・大杉由香『近代日本経済史』63頁

¹⁹ 例えば、司馬遼太郎『竜馬がゆく』における亀山社中の位置付けがそうである。

ったといわれており²⁰、我が国初の株式会社として位置付けるのは、次に述べる（為替会社にとって代わることになった）国立銀行の方がふさわしいであろう。

いずれにせよ我が国では、明治時代の幕開けとほぼ時を同じくして、近代的株式会社設立に向けての歩みもはじまったといつてよい。

（２）第一国立銀行

アメリカの銀行制度、株式会社制度を我が国へ移植することとなった 1872 年の国立銀行条例に基づき、翌 73 年、渋沢栄一らにより設立された第一国立銀行を我が国初の株式会社だとする説は有力である。国立銀行条例ではアメリカの近代的株式会社制度が導入されているから、これをもって我が国の株式会社のはじまりとするのは確かに合理的な考え方であろう。ただし、銀行という性格もあって許可主義に基づいており、自由意志で設立される準則主義が導入されていたわけではなかった（当初は準則主義に近い運用がなされていたという指摘もある²¹）。名実ともに準則主義に基づく株式会社ということになると、後述のように、1899 年の旧改正商法の施行を待たなければならなかった。

ところで、第一国立銀行は、1878 年 9 月、渋沢栄一らにより設立された東京株式取引所（現在の東京証券取引所）に上場され、株式自由譲渡性も備えることとなったが、実は、上場株式会社という意味では、第一国立銀行が最初ではなかった。最初に上場されたのは同じ年の 7 月、東京株式取引所自身であり、広く一般公衆に株式が保有される環境に置かれた初めての株式会社となった。

取引所自身が最初の上場会社となった背景には、当時、他に適当な上場候補企業が見つからなかったことがあるようである。確かにまだ我が国では、後述するように、資本主義が成立しておらず、江戸以来の家内工業や民間による工場制手工業（マニュファクチュア）の延長線上の時代であり、近代的株式会社は存在していなかったから、まず取引所自ら上場し、続いて株式会社制度の導入が早かった国立銀行という一種の国策会社が上場するほかなかったのであろう（第一国立銀行とともに 2 つの「米会所」も上場された）。

なお、株式会社についてはこれ以外にも、1869 年に横浜で創業した丸屋商社（現在の丸善）を起源とする説もあるが、同社が有限責任性を明確に意識した組織（責任有限丸善商社）となるのは第一国立銀行より後（1880 年）になってからであり、やはり我が国初とはいえないように思われる。

5．事業組織と資本主義

（１）商法改正・準則主義化とパートナーシップ

第一国立銀行はアメリカの制度を導入したが、その後の我が国の株式会社の根拠法と

²⁰ 日本銀行ホームページ『貨幣の散歩道 第 44 話 為替会社と為替会社紙幣』<http://www.imes.boj.or.jp/cm/htmls/feature_44.htm> 参照。

²¹ 浜田道代『商法』89 頁

なる旧商法は、よく知られているようにドイツ人学者ロエスレルの手になるものであり、1890年に成立した。ロエスレル自身は国家主義的な思想の持主であったといわれ、準則主義を認めなかったが、一方で法治思想を重視し、江戸時代以来の人的共同体意識に由来するさまざまな商慣習を前時代的なものとして排除した。これに対しては当時、我が国の伝統、美風良俗を壊すものであるとして帝国議会や商工業者などから反対論が巻き起こり、施行がしばし延期されたのは周知のとおりである。そして1899年になってようやく今日につながる旧改正商法が施行され、準則主義が導入されることとなった。なお、慣習法についても、商法に規定がない場合には適用されることが明文化された。

ところで、有限責任の株式会社制度については、ヨーロッパでも、導入当初は免責という一種の特典を与えるものだという批判があり、特許主義の時代には、国王や議会の介入を避けたいという理由から、自立的な組織であったパートナーシップの方が好まれたようである。

パートナーシップは構成員の人的つながりをベースとする組織であり、法人格は有さないが、基本的に当事者同士の契約のみで成立させることができる。種別としては、すべての構成員（パートナー）が無限責任を負うジェネラル・パートナーシップ（GP）、一部の構成員が有限責任となるリミティッド・パートナーシップ（LP）のほか、近年では、既述のように、すべての構成員が有限責任となるリミティッド・ライアビリティ・パートナーシップ（LLP）も成立している。パートナーシップは大規模組織には必ずしもなじまないが、国家から口をさし挟まれることなく自由な経済活動をおこなえることもあり、古くから事業体としてかなり普及していたものである（図表3参照）²²。

図表3 パートナーシップの特徴（LLPを除く）

ジェネラル・パートナーシップ（GP）： <ul style="list-style-type: none">・すべてのパートナーが無限責任・すべてのパートナーが等しく所有と経営に関与
リミティッド・パートナーシップ（LP）： <ul style="list-style-type: none">・一部のパートナーが無限責任、経営を担う・他のパートナーは有限責任、経営を担わない

（出所）筆者作成

なお、我が国でも、旧財閥の三菱は合資会社、三井は合名会社からスタートしており、合資会社や合名会社の本質はパートナーシップである。三菱や三井が敢えて株式会社ではない、無限責任社員（出資者）の存在するパートナーシップ形態を選択したのは、当時の会社オーナーは人的信用が重視され、「会社の所有者たるもの、無限責任を負って

²² パートナーシップは「組合」と訳されることが多いが（民法上の組合、商法上の匿名組合などが代表例である）、我が国では法人格を有する組合もあることは既述のとおりである。また、今日では、パートナーシップはファンドのビークル（資産保有の器）としても利用されており、例えば我が国でファンドのビークルとして利用されることの多い「投資事業有限責任組合」は、リミティッド・パートナーシップに則っている。

当然」といった考え方が強かったことによるのかもしれない。人的信用がすなわち会社の信用そのものであった時代であれば、このような選択も一理あるものであったといえるであろう。

いずれにせよ、古今東西を問わず、株式会社という新しい制度の導入は抵抗を伴うものであった。人間は、そもそも現状を維持したいという「慣性」を持った存在であり、また自己防衛本能のある存在であるから、ある意味、これはやむをえないことであったのかもしれない。ただし、ヨーロッパの例をみても、歴史的に株式会社は貿易会社でいち早く成立しており、(歴史に「もし」は禁物であるが)江戸時代に鎖国をせず外国貿易が発達していたら、我が国でももっと早く株式会社が成立していたのであろうか。

(2) 双生児の関係にある準則主義株式会社と資本主義

株式会社が発達した時期は、産業革命により資本主義が成立した時期とほぼ重なっている。世界で初めて産業革命が興ったのはイギリスであり、通説では、1760年代の綿紡績の機械制大工業化から始まって、製鉄、金属、機械など各産業の発展につながり1830年代までに完成したとされており、これは、(準則主義に基づくものではないにせよ)株式会社が浸透していった時期に当たる。さらに、イギリスではちょうど準則主義が確立した時期である1856年株式会社法から1862年会社法に至る間に、前例のない数の(25,000社近い)株式会社が設立されている²³。

アメリカでは、南北戦争(1861~5年)のころ、鉄鋼など重工業を中心に資本主義が成立したとされているが、これはちょうど準則主義に基づく会社法が各州でつくられていく時期に当たっている。アメリカでは1860年代だけで会社数が80%も増加している²⁴。

我が国の産業革命は、経済史家の石井寛治によれば、1880年代の綿紡績や鉄道、鉱山の企業勃興に始まり、造船、製鉄、織物などが発展する日露戦争後の1907年ころまでに資本主義が成立したとされており²⁵、これもほぼ、株式会社が準則主義化される時期に当たっている。

資本主義の最大の発明は、株式会社、あるいは有限責任制であるといわれている。資本主義の成立が先なのか、それとも株式会社の成立が先なのかという因果関係の解明は、「ニワトリと卵」の議論のようであまり有益ではないであろうが、大きくいえば、資本主義が成立する以前に特許主義の株式会社が生まれ、資本主義成立期になると準則主義化されて自由に設立できるようになり、資本主義の発展と相俟って数が急速に増加していったという流れになっている。株式会社の発祥それ自体は、東インド会社という産業革命の本流とはいえない貿易会社が出発点だったとしても、歴史的にみれば、準則主義株式会社と資本主義は双生児の関係にあるといえるのであり、資本主義の発展が準則主義株式会社を求める一方で、準則主義株式会社の増加が資本主義の発展を支えることとな

²³ ミクルスウェイト、ワールドリッジ『株式会社』84頁

²⁴ 同97頁

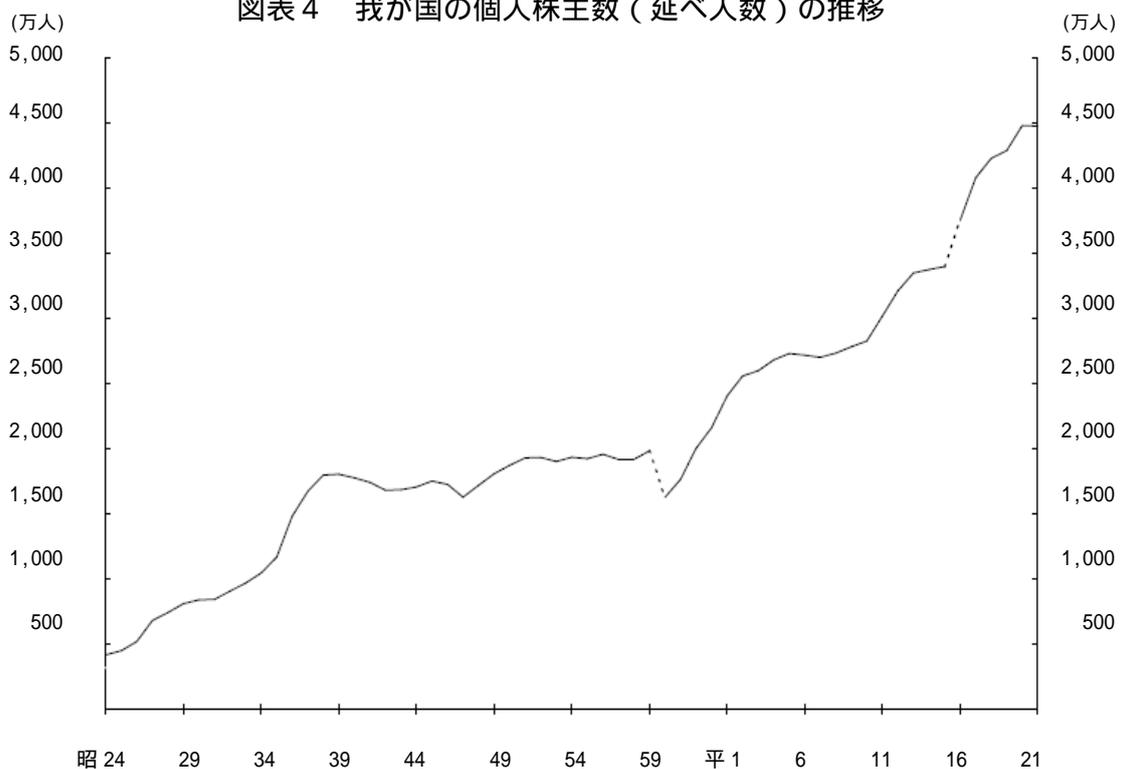
²⁵ 石井寛治『日本経済史』181~2頁

ったのは間違いのないであろう。

6. おわりに 企業の今後

株式会社を中核的経済主体とする資本主義の本質は、市場主義、私有財産制、独立私企業制度にある。資本主義は、発生史的には、マルクスの影響もあって、歴史的な発展の一段階と位置付けられたり、資本家と労働者（プロレタリアート）という階級分化を含んだ概念として理解されることが一般的であったが、今日では、資本主義は純粋に経済システムととらえることも可能であるように思われる。ある意味、資本主義はイデオロギーを超え、まさに「キャピタリズム」、つまり多数の資金の出し手から資本を調達し、これを付加価値の増大に結びつけ、経済発展を実現していく仕組みとして理解した方が現実と合っている。例えば、中国においても市場経済化は既定路線となっており、近年では私企業も増加し、不動産の長期保有も可能となるなど、必ずしも公有制が原則とはいいいにくい状況となっている。

図表4 我が国の個人株主数（延べ人数）の推移



(注)昭和60年度以降は、単位数ベース。平成13年度から単元数ベース。平成16年度以降は、ジャスダック証券取引所上場会社分を含む。

(出所)東京証券取引所公表資料

また、今日では、内外を問わず、多くの個人が株主として会社の法的な所有者となる状況が出現している。アメリカでは過半数の国民が株主となっているといわれ、我が国でも、2010年3月末で延べ4,479万人の個人株主が存在している（東証など6証取調べ。各上場会社の株主数を単純に合算した延べ人数。図表4参照）。既に相当数の国民

が株主となっているのであり、かつての資本家と労働者を同一人が兼ねる時代、会社の所有者と被所有者が重なる時代が到来している。

もちろんそうはいつでも、一人一人の株主が以前の資本家のような影響力を有しているわけではないし、経済の成熟化や低成長化（ゼロサムゲーム化）の中で、何事につけ勝者と敗者の存在がクローズアップされるようになり、新たな階級（格差）問題ともいえるべき問題が発生しているのも事実である。また、これとともに、かつては広く個人を包摂し得た組織内外のコミュニティの崩壊も取り沙汰される状況となってきた。さらに、（詳細は省略するが）ファンドやファンド・オブ・ファンズという新たな投資家＝株主の出現により、個人株主の増大と相まって、改めて会社は誰のものかが問われる状況も出現している。

このような中で、今後の企業を考えようとするならば、従来のような「資本家（投資家）労働者軸」ではなく、「個人 企業家 コミュニティ軸」を中心に捉える考え方もあるのではないかと思われる。そこでは、器としての企業（会社）は基本的に投資家のコントロール下にありつつも、実体的には、企業は個人、企業家、コミュニティ（外部とつながったものを含む）などを構成要素とする自律性の高い主体として活動している。そして個人は、投資家（株主）であるとともに事業組織の構成員でもあり、前者の立場からは企業家を叱咤激励する機能を果たし、後者の立場からは、「会社はむしろ個人に使われるものである」という位の気概を持ってバーゲニング・パワーを発揮し、自己実現を目指す。また、企業家は企業家で、器としての企業（有限責任）を使いながら投資家から資金を調達する一方、構成員たる個人にインセンティブを供与しその能力を最大限に引き出しながら、新たな価値の創造を目指し、生まれた果実を投資家に還元する。そしてこれらを支えるものとして、組織内外の、個人や企業家を包摂するコミュニティが役割を担い、人と人のつながりを深めたり、コミュニケーションを促進する機能を果たしていく。このような、個人と企業家の拮抗と包摂の関係が有効に機能することによって、活力ある新たな企業の可能性も拓けてくるように思われるのである。

【参考文献】

ジョン・ミクルスウェイト、エイドリアン・ワールドリッジ（鈴木泰雄訳）『株式会社』（ランダムハウス講談社 2006年）原書名：John Micklethwait, Adrian Wooldridge, *The Company*

ロバート・B・ライシュ（雨宮寛・今井章子訳）『暴走する資本主義』（東洋経済新報社 2008年）原書名：Robert B. Reich, *Supercapitalism*

浅田實『東インド会社』（講談社現代新書 1989年）

石井寛治『日本経済史』第2版（東京大学出版会 1991年）

江頭憲治郎『株式会社法』第3版（有斐閣 2009年）

大塚久雄『株式会社発生史論』（有斐閣 1938年）

カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』（有斐閣 2009年）

神田秀樹『会社法』第12版（弘文堂 2010年）

日下部聡・石井芳明『よくわかるLLP活用法』（東洋経済新報社 2006年）

橋本寿朗・大杉由香『近代日本経済史』（岩波書店 2000年）

浜田道代『商法』第三版（岩波書店 2003年）